

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づき、粕屋町における特定事業主行動計画の実施状況（数値目標に対する進捗状況）について次のとおり公表します。

（1）育児休業・子育てに関する諸制度の取得推進に係る目標値

目標①

育児休業取得率を計画期間の各年度において、女性職員は 100%、男性職員は 10%以上にすることを目指します。

○男女別の育児休業取得率

年度	男性（育休取得可能職員）			女性（育休取得可能職員）		
		育休取得者	育休取得率		育休取得者	育休取得率
平成30年度	4人	1人	25%	3人	3人	100%
令和元年度	5人	0人	0%	9人	9人	100%
令和2年度	3人	0人	0%	7人	7人	100%
令和3年度	9人	0人	0%	5人	5人	100%
令和4年度	5人	1人	20%	7人	7人	100%

※育休取得者：出産（配偶者出産含む）し、育児休業を取得した者

※育休取得率：育休取得者／出産者（配偶者出産含む）×100

※育休開始日の属する年度に育休取得者を記載

目標②

男性職員の出産補助休暇取得率を計画期間の各年度において、80%以上にすることを目指します。

○男性職員の出産補助休暇取得率

年度	男性（出産補助休暇取得可能職員）		
		取得者	取得率
平成30年度	4人	4人	75.0%
令和元年度	5人	4人	50.0%
令和2年度	3人	3人	74.2%
令和3年度	9人	9人	88.4%
令和4年度	5人	4人	75.5%

※出産補助休暇：妻の出産に伴い、必要と認められる入院等の付き添い等のための休暇

※出産日後2週間以内において2日の範囲内で取得したもの

※取得率 = (取得者 × 取得時間) / (取得可能職員 × 2日 × 7.75時間) × 100

目標③

男性職員の出産育児支援休暇取得率を計画期間の各年度において、50%以上にすることを目指します。

○男性職員の出産育児支援休暇取得率

年度	男性（出産育児支援休暇取得可能職員）		
		取得者	取得率
平成30年度	4人	2人	46.3%
令和元年度	5人	3人	32.0%
令和2年度	3人	3人	67.3%
令和3年度	9人	7人	61.2%
令和4年度	5人	2人	16.1%

※妻が出産する場合に出産予定日の6週間前の日から出産後8週間を経過する日までに出産に係る子又は小学校就学の始期に

達するまでの子を養育するために与えられる5日以内の休暇

※取得率 = (取得者 × 取得時間) / (取得可能職員 × 5日 × 7.75時間) × 100

(2) 仕事と家庭の両立支援および女性職員の活躍推進に係る目標値

目標④

計画期間の各年度において10%以上削減し、一月あたりの平均超過勤務時間数を7時間以下にすることを目指します。

○職員の超過勤務時間数

年度	一月あたり平均超勤時間
平成30年度	8.0時間
令和元年度	9.3時間
令和2年度	7.7時間
令和3年度	8.0時間
令和4年度	7.7時間

目標⑤

計画期間の各年度において、有給休暇平均取得日数を12日以上にすることを目指します。

○職員の有給休暇取得日数

年度	有給休暇取得日数
平成30年度	10.4日
令和元年度	9.8日
令和2年度	10.0日
令和3年度	9.5日
令和4年度	11.8日